

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

##### ①有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア. 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ. 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ②無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ①満期保有目的の有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

なし

##### ②満期保有目的以外の有価証券・・・・・・・・取得原価

なし

##### ③出資金

##### ア. 市場価格のあるもの・・・・・・・・年度末における市場価格

なし

##### イ. 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法・・・・・・・・有限会社石段の郷

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 6 年～50 年

工作物 3 年～75 年

物品 3 年～30 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

（5）引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

なし

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち、美里町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（6）リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（7）資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、

本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は、見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産とし計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

③消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ただし、有限会社石段の郷については税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理、手続の変更

なし

(2) 表示方法の変更

有形固定資産の減価償却累計額について、各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示する方法(直接法)から、各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示する方法(間接法)に変更しました。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重要な災害等の発生

平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震により、被災地域の建物等において多大な被害を受け、原状回復費用等復旧に係る費用等の発生が 1,440,217 千円見込まれています。

(5) その他の重要な後発事象

なし

4 偶発債務

(1) 補償債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

1件 損害賠償請求事件

(3) その他重要な偶発債務

なし

## 5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①財務書類の会計区分は以下の通りです。

| 団体(会計)名                     | 区分      | 連結方法 | 比例連結  |              |
|-----------------------------|---------|------|-------|--------------|
| 一般会計                        | 地方公共団体  | 全部連結 |       | 一般会計等        |
| 土地取得特別会計                    | 地方公共団体  | 全部連結 |       |              |
| 国民健康保険特別会計                  | 地方公共団体  | 全部連結 |       |              |
| 後期高齢者医療特別会計                 | 地方公共団体  | 全部連結 |       |              |
| 介護保険特別会計                    | 地方公共団体  | 全部連結 |       |              |
| 砥用西部地区簡易水道事業特別会計            | 地方公共団体  | 全部連結 |       |              |
| 砥用東部地区簡易水道事業特別会計            | 地方公共団体  | 全部連結 |       |              |
| 生活排水特別会計                    | 地方公共団体  | 全部連結 |       |              |
| 有限会社石段の郷中央                  | 第三セクター等 | 全部連結 |       |              |
| 宇城広域連合                      | 一部事務組合  | 比例連結 |       | 全体会計<br>連結会計 |
| 熊本県後期高齢者医療広域連合(一般会計)        | 一部事務組合  | 比例連結 | 0.92% |              |
| 熊本県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計) | 一部事務組合  | 比例連結 | 0.92% |              |
| 熊本県市町村総合事務組合(退職手当事業)        | 一部事務組合  | 比例連結 | 1.67% |              |
| 熊本県市町村総合事務組合(消防団員公務災害補償等事業) | 一部事務組合  | 比例連結 | 2.32% |              |
| 熊本県市町村総合事務組合(非常勤職員公務災害補償事業) | 一部事務組合  | 比例連結 | 1.37% |              |
| 熊本県市町村総合事務組合(交通災害共済事業)      | 一部事務組合  | 比例連結 | 1.51% |              |
| 熊本県市町村総合事務組合(自治会館管理事業)      | 一部事務組合  | 比例連結 | 2.50% |              |

※宇城広域連合については、宇城広域連合(一般会計等)の財務書類を元に連結しています。

美里町における宇城広域連合の施設毎の比例連結割合については、下記の通りです。

### 宇城広域連合按分率

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 福祉              | 15.475% |
| 環境衛生-寂静の里       | 26.173% |
| 環境衛生-宇城クリーンセンター | 14.517% |
| 環境衛生-浄化センター     | 22.664% |
| 環境衛生-その他        | 14.521% |
| 消防              | 14.000% |
| 総務              | 15.003% |

②一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 — %

連結実質赤字比率 — %

実質公債費比率 6.2%

将来負担比率 13.3%

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

なし

⑦繰越事業に係る将来支出予定額

繰越明許費繰越額 (一般会計)

2,409,027千円

⑧過年度修正等に関する事項

なし

(2) 貸借対照表に係る事項

①会計基準へ変更したことによる影響額等

ア. 財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ. 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

②売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア. 範囲 普通財産

イ. 内訳 雑種地 2,275 千円

③減価償却費について直接法を採用している科目

一般会計等

|        |         |           |
|--------|---------|-----------|
| ソフトウェア | 取得原価    | 17,788 千円 |
|        | 減価償却累計額 | 9,089 千円  |

全体会計

|        |         |           |
|--------|---------|-----------|
| ソフトウェア | 取得原価    | 17,788 千円 |
|        | 減価償却累計額 | 9,089 千円  |

④減債基金に係る積立不足額

なし

⑤基金借入金（繰替運用）

なし

⑥地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

5,778,951 千円

⑦地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 4,238,957 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 23,944 千円

将来負担額 8,944,575 千円

充当可能基金額 2,603,148 千円

特定財源見込額 19,108 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 5,778,951 千円

⑧地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

一般会計等      △194,439 千円

全体会計          △79,301 千円

連結会計          △52,258 千円

②既存の決算情報との関連性

|                         | 収入（歳入）       | 支出（歳出）       |
|-------------------------|--------------|--------------|
| 歳入歳出決算書                 | 9,082,659 千円 | 8,596,587 千円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 116 千円       | 116 千円       |
| 資金収支計算書                 | 9,082,776 千円 | 8,596,603 千円 |

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としています。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一般会計等

資金収支計算書

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 業務活動収支          | △279,523 千円   |
| 投資活動収支の国県等補助金収入 | 439,782 千円    |
| 未収債権額の減少        | △7,829 千円     |
| 資産売却益           | 19,413 千円     |
| 資産除売却損          | △3,890 千円     |
| 賞与引当金繰入額（増減額）   | 853 千円        |
| 退職手当引当金繰入額（増減額） | 149,673 千円    |
| 徴収不能引当金繰入額（増減額） | △1,289 千円     |
| 減価償却費           | △1,633,725 千円 |
| 純資産変動計算書の本年度差額  | △1,316,536 千円 |

## 全体会計

### 資金収支計算書

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 業務活動収支          | 97,007 千円     |
| 投資活動収支の国県等補助金収入 | 508,165 千円    |
| 未収債権額の減少        | △13,932 千円    |
| 資産売却益           | 19,413 千円     |
| 資産除売却損          | △3,890 千円     |
| 賞与引当金繰入額（増減額）   | 1,055 千円      |
| 退職手当引当金繰入額（増減額） | 149,673 千円    |
| 徴収不能引当金繰入額（増減額） | △5,267 千円     |
| 減価償却費           | △1,788,737 千円 |
| 純資産変動計算書の本年度差額  | △1,036,513 千円 |

### ④一時借入金

|       |     |              |
|-------|-----|--------------|
| 一般会計等 | 限度額 | 1,000,000 千円 |
|       | 利子額 | 216 千円       |
| 全体会計  | 限度額 | 1,500,000 千円 |
|       | 利子額 | 291 千円       |

### ⑤重要な非資金取引

なし